

令和 5 年 1 0 月 3 1 日
 人事委員会事務局任用課
 0 4 3 - 2 2 3 - 3 7 1 4

千葉県職員採用試験（技術・資格免許職）の教養試験を廃止します

令和 6 年度から技術・資格免許職の第 1 次試験において教養試験を廃止します。大学等で学んだ専門分野の知識・能力を発揮しやすく、専門性を重視した試験への移行により、民間企業志望や社会人の方など幅広い方が受験しやすい試験を目指します。

1 教養試験を廃止する試験職種

試験の区分	試験職種
上級試験	心理、児童指導員、農業、林業、水産、畜産、農業土木、土木、建築、化学、電気、機械
中級試験	農業土木、土木
初級試験	農業、林業、農業土木、土木、化学、電気、機械
資格免許職試験	獣医師、薬剤師、薬剤師（病院局）、保健師、管理栄養士、管理栄養士（病院局）、保育士、臨床検査技師、栄養士、司書

※一般行政職等の事務系職種は、引き続き教養試験を実施します。

※令和 6 年度に試験を実施する職種は、令和 6 年 4 月以降に公表予定の受験案内により御確認ください。

2 試験方法の変更内容

区分	従来の試験方法	新しい試験方法
第 1 次試験	教養試験、専門試験、論文試験（※）	専門試験、論文試験（※）
第 2 次試験	人物試験（口述試験、適性検査）	変更なし

※論文試験は、上級試験のうち児童指導員以外及び中級試験で実施します。

3 実施時期

令和 6 年度の職員採用試験から実施